

介護保険運営協議会	
第1回 (R3.7.29)	資料 2-2

令和3年度 地域包括支援センター事業実施計画

1. 地域包括支援センターの人員体制 P 1
2. 各センターの年間事業実施計画書 P 2

地域包括支援センターの人員体制

令和3年度4月1日現在

(単位:人)

地域包括支援センター名	包括的支援事業										指定介護予防支援等										
	保健師		社会福祉士				ケアマネジャー				ケアマネジャー		社会福祉士、高齢者保健福祉に 関する相談業務 等に3年以上従 事した社会福祉 士		看護師		その他 事務職員等				
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤			
																			保健師に準ず る者(注)		社会福祉士に 準ずる者
地域包括支援センターかこがわ					2					2				7	6	2	1		1		
地域包括支援センターのぐち	1		1		1					2				5	6						
地域包括支援センターひらおか	2				3					2				7	5	1					
地域包括支援センターかこがわ南			2		2					2				6	4					1	
地域包括支援センターかこがわ北	1				2					2				5	3	1	1				1
地域包括支援センターかこがわ西			2		2					2				6	3	3					
合計	4	0	8	0	12	0	0	0	0	12	0	0	0	36	27	7	2	0	1	1	1

(注) 保健師に準ずる者 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師(准看護師は含まない。)

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和3年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターかがわ	事業開始年月日	平成21年4月1日
所在地	〒675-0066 加古川市加古川町寺家町57-1 電話:079-429-6510(直通代表) FAX: 0749-429-6514(直通代表)		
併設施設	鹿児の郷居宅介護支援事業所かがわ		
センター長	■■■■	指定介護予防支援事業所の管理者	■■■■
常駐時間外の体制	電話転送先	携帯	対応者 担当職員

【職員体制】

	職名	氏名	資格取得日
包括的支援事業	保健師または看護師	■■■■	■■■■
	〃	■■■■	■■■■
	〃	■■■■	■■■■
	社会福祉士	■■■■	■■■■
	〃	■■■■	■■■■
	主任介護支援専門員	■■■■	■■■■
	〃	■■■■	■■■■
	(兼務)認知症初期集中支援チーム員	■■■■	—
	(兼務)認知症地域支援推進員	■■■■	—
	資格名	氏名	常勤換算
指定介護予防支援事業	介護支援専門員	■■■■	1人
	〃	■■■■	0.4人
	〃	■■■■	0.4人
	社会福祉士	■■■■	1人
	看護師	■■■■	1人
	事務職員	■■■■	1人

【基本方針】

【総合相談・権利擁護】

- ・地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における保健・医療・福祉サービス等の関係機関及び制度の利用につなげるよう努める。
- ・認知症等により判断能力の低下がみられる場合に、必要に応じて日常生活自立支援事業、成年後見制度など権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、利用者のニーズに即した適切なサービスや専門相談機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持に努める。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

- ・地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行う。

【在宅医療・介護連携】

- ・医療と介護を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続ける事が出来るよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業者等の関係者、在宅医療・介護連携支援センターとの連携に努め、市や関係団体と共働する。

【生活支援体制整備】

- ・生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置されたささえあい協議会、それを運営する社会福祉協議会、生活支援コーディネーターと連携する。

【認知症総合支援】

- ・認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行う。

【地域ケア会議】

- ・医療・介護の専門職等や、地域の支援者等多職種協働による地域ケア会議を開催し、個別ケースの支援及び地域のネットワークの構築に向けた環境整備に努める。

【一般介護予防事業】

- ・地域の高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもち生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することに努める。

【家族介護支援】

- ・現在介護をしている、また、介護をする予定のある者、介護に関心のある者を対象に介護者のつどいを実施する。認知症への理解や介護者の負担軽減を図ると共により良い介護の継続が行えるように努める。

【予防給付】

・介護保険における予防給付の対象となる要支援者に対して介護予防サービス等、介護予防・生活支援サービス事業における基本チェックリスト該当者に対して、訪問型サービス、通所型サービス等、利用者の意志及び人格を尊重し、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等を行うこと。

【年間事業計画】

【総合相談・権利擁護】

・地域の総合相談窓口として、地域のフォーマル・インフォーマル社会資源及び地域住民の実態の把握に努め、保健・福祉・介護等に関する相談を受け適切な助言支援を行い問題解決に取り組んでいく。解決にあたっては高齢者の権利擁護と自立支援の視点にたち、地域におけるネットワークの活用や、必要に応じて地域ケア会議を開催し地域課題を各関係者と共有していく。

地域住民や各事業所にむけて、成年後見制度や消費者被害、高齢者虐待防止等の啓発活動を行っていく。成年後見制度については成年後見支援センターとの連携を密にし、協働して適切な制度につなげられるよう努める。在宅サービス事業所に対しては包括合同及び各包括で、「高齢者虐待防止出前講座」を行う。今年度より在宅サービス事業所、居宅介護支援事業所において虐待防止委員会を設置していく方向性となり、虐待の通報窓口の周知や出前講座を効果的に行うことで、顔の見える関係性づくりに努めたい。また、4回発刊している広報紙「地域包括かがわ便り」を引き続き活用するとともに、ICTを活用した情報発信にも努め、地域包括の活動や情報提供を通し身近な相談窓口として周知し、顔の見える関係づくりに努める。

高齢者はもとより、障害、子ども、生活困窮など複合的な課題や重層的な課題のある事例に対しても、ワンストップ窓口、横断的な対応に努める。

令和2年度より氷丘公民館で開催している「出張あんしん相談会」を引き続き年12回実施する。(原則毎月第4木曜日、10:00～11:00)介護保険に関することのほか、地域での生活における困り事など、様々な相談に対応する。主たる担当者を主任介護支援専門員、社会福祉士とし、必要に応じて保健師・看護師による健康相談・脳の健康チェックを実施する。氷丘地区担当の生活支援コーディネーターに協力依頼し、地域支援や生活支援体制の充実を図っていく。令和2年度の課題であった周知や広報についても力を入れ、より地域に根差した相談窓口として活用してもらえよう努める。

・ワクチン接種が進むなか、正しい情報提供を行い、市民が不安にならないよう周知・啓発を行っていく。また、集団免疫の効果を検証しながら地域の実情にあわせ、BCP対策の一環として6班体制のテレワークの継続及び感染症対策等を徹底し、地域包括支援センターの機能が低下しないよう努める。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

・地域包括ケアシステムを推進するうえで、地域の介護支援専門員と相互の役割や専門性の理解を明確にし、よりよい役割分担と連携が図れるよう、介護支援専門員の要望や実情に合わせた研修会を開催し、ケアマネジメント力の向上を図る。

・介護支援専門員として多様な連携支援を目指し以下の研修会を予定。

4月21日(水)「加古川市の高齢者福祉計画・介護計画について」高齢者・地域福祉課と介護保険課に講師依頼し、介護支援専門員が知っておくべき制度の概要について開催。

6月24日(木)「自殺予防について」加古川市健康課の出前講座を利用し、コロナ禍における状況と照らし合わせながら心構え等について開催。

7月 6包括合同研修会開催予定。内容未定。3包括合同とし、Webにて2つのグループで同内容の研修を行う。

8月17日(火)「地域の社会資源を知る」目的で地域の定期巡回型訪問介護看護事業を紹介。

10月21日(木)「地域におけるACP(Advance Care Planning)支援について考える」(案)について西村医院 西村院長に講師依頼し、多職種でACPについて知識を深める。

12月24日(金)「障がいと介護の連携」。昨年度に引き続き加古川市障がい者基幹相談支援センターに講師依頼し、相談支援専門員と介護支援専門員の連携について、65歳時の円滑な移行が行えるような連携の仕方などについて問題提起しながら共に学ぶ機会を設ける。

2月6日包括合同研修会開催予定。内容未定。3包括合同とし、Webにて2グループで同内容の研修を行う。

- ・加古川町内の介護支援専門員に、年間を通して知識の向上やケアプラン作成時に必要な課題などを分かりやすく企画。基本的には集合研修を行い、関係性作りに必要な顔の見える交流や課題の共有等を行う予定であるが、あわせて感染症対策としてWeb研修会の開催に移行できるよう準備しておく。
- ・ICT活用が困難な介護支援専門員に対する質問に対して即応していき、一人所属の介護支援専門員やICTに不慣れな介護支援専門員とも協働できるように努めていく。
- ・一人所属の介護支援専門員や、新人の介護支援専門員が多いという居宅介護支援事業所の実情を踏まえ、ケアプランの作成や困難事例等の助言・相談を行うとともに、加古川町内の介護支援専門員を対象に事例検討会を2回開催し、アセスメント力の向上を図るとともに、多様な視点での意見や解決策が見出されることを共に学んでいく場として提供していく。感染症対策としてWebでの事例検討会にも移行できるよう、ギャラリービューの活用やワークショップも可能となるよう準備し、その時々的情勢に鑑みて開催していく。
- ・市内6地域包括支援センターによる合同研修会は、コロナ禍の影響を受けWeb研修が必須と予想されるが、テーマや講師を決めて、各エリアまたは複数エリア合同での研修会となる事も検討していく予定。また、介護支援専門員協会南播磨支部と6地域包括支援センターによる共通の課題について情報共有、連携を図り、ネットワークづくりの促進に努める。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止により研修会開催自粛の要請があった場合、電話や書面、メール等で各居宅介護支援事業所と連携を図り、運営や業務のうえで新たな課題や心配事の有無などを丁寧に聞き取りし各関係機関とも連携し課題解決に努めていく。

【在宅医療・介護連携】

- ・医療と介護の連携を目的に加古川町内の介護支援専門員のほか多職種を対象に、5月健康課に依頼し「自殺対策研修会」、10月医師会に依頼し「ACP支援について」、研修会を2回開催する。情報共有とともに互いの顔の見える関係作りに努める。
- ・市やかこリンクなど関係団体が実施する会議や研修会等に参画し、地域の医療・介護サービス資源の把握、在宅医療、在宅介護の提供体制の構築等に努める。
- ・ACPシートを活用し、在宅療養生活を送るうえで地域住民が大事にしている意向をタイミング良く聞き取りし、各関係機関と情報を共有するとともに医療・介護連携の橋渡しができるよう努めていく。
- ・市民へのACP啓発の一環として講座を開催予定
 - 4月16日(金) ロータリークラブ「プロバスクラブ」の方を対象に講座
 - 10月21日(木) 多職種向けに、西村医院 西村院長によるACPの講話
 - 11月19日(金) 氷丘地区民生児童委員協議会の方を対象に講座
- ・コロナ禍及びアフターコロナにおいて今後退院時カンファレンス等連携をとる際、ICT活用が考えられる。地域におけるICT活用の現状を把握すると共に、必要な方に支援が出来るよう努めていく。

【生活体制整備】

- ・地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等になることの予防又は軽減、悪化防止に関わる体制や、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくために、市や社協、生活支援コーディネーターと協力し、協議体に参画するとと

もに、町内会・民生委員・老人会・ボランティア団体・NPO 法人・民間企業・共同組合・介護事業所等の関係者の連携に努める。

- ・氷丘地区ささえあい協議会から顔のみえる関係性を構築し、地域づくりについて参加メンバー全員が合意形成の上で協働できるように生活支援コーディネーターと連携し、協議会の3つの目標に向けて包括としての役割を考えながら参画していく。コロナ禍における協議会の進行についても検討する必要があり、ICT の活用も含めて代替手段を取り入れるなど工夫することも視野に入れていきたい。
- ・加古川地区でも生活支援体制整備事業が開始予定で、生活支援コーディネーターを中心とし、参加者との関係性づくりに努め、地域づくりに参画していく。
- ・新型コロナウイルス感染など不測事態に陥った際のあらたな見守りの課題について、協議体の一員として情報共有・連携強化を図っていく。
- ・インテークから相談内容や傾向等を分析できる仕組みを構築し、地域の見守りや困りごとを把握した上で、協議会で検討できるよう投げかけていきたい。
- ・市、包括とともに2か月に1回程度地域の実情及び課題の整理、社会資源の把握等を行い、情報の共有及び地域資源の拡大や開発を行っていく。

【認知症総合支援】

- ・認知症の早期発見、早期受診、早期ケア体制を実現するため、相談時やふれあいサロン等において、脳の健康チェックシートを実施するなど、認知症の疑いのある人についてかかりつけ医や認知症相談医への受診を勧める。
- ・加古川市内の介護認定を受けていない方を対象に、年に12回加古川市総合福祉会館で認知症予防教室「オレンジサロン」を開催する(原則毎月第2木曜日)。認知症の予防対策を入り口に、早期発見、認知症の人への対応など幅広い内容を提供し普及啓発を行うとともに、通いの場の一つになるよう支援する。

4月 8日(木) 転倒を予防し、健康寿命をのばそう!

5月13日(木) 認知症サポーター養成講座 ～認知症を正しく理解し、安心できる地域づくりをめざしましょう～

6月10日(木) 薬剤師さん直伝の熱中症対策

7月 8日(木) デイサービスの認知症予防あれこれ

8月 5日(木) 骨密度を測定し、骨の健康を考えよう

9月 9日(木) 手足を動かし、楽しく脳トレ!

10月14日(木) かかわりを円滑にするコミュニケーション

11月11日(木) わくわく綿棒アート

12月 9日(木) いろいろあります☆高齢者施設の種類の

1月13日(木) ベッドとベッド周りの福祉用具

2月10日(木) 認知症とお口の健康

3月10日(木) だまされないぞ! 詐欺被害!

- ・保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状悪化防止のための支援、また、認知症の疑いのある利用者に対する総合的な支援を行うため、認知症初期集中支援チーム員と認知症地域支援推進員が連携を図りながら課題解決に努める。
- ・加古川町内の在宅サービス事業所や地域住民等向けに、加古川市の認知症施策や認知症地域支援推進員の役割について、出前講座を年2回以上開催し、推進員について周知するとともに顔のみえる関係性をつくり、ネットワークの構築へと展開することを図る。今年度は居宅介護支援事業所ならびに併設する居宅サービス事業所に向けて開催することを予定している。また、認知症が課題となる困難事例については認知症地域支援推進員や地域ケア検討会議のメンバーを中心に、地域ケア個別会議を開催し、地域の中で課題解決できるように努める。さらに加古川市が設置する認知症初期集中支援チームが開催するチーム員会議に出席するとともに同チームとの連携を図

る。

- ・認知症の早期発見早期診断の必要性を念頭に、認知症の普及啓発活動の一環として、「認知症サポーター養成講座」を、加古川町で活動中のキャラバンメイトとともに、地域住民、企業、学校など、幅広く発信していく。リーダー、サブリーダーは加古川町内の事業所のメイトに担当してもらい、包括職員はサブリーダー・事務局として後方支援し、有機的な連携や幅広い活動につなげていく。
- ・コロナの感染拡大防止への対応として、三密を避け、体調確認表を活用し、手指消毒の励行を行う。
- ・現在、認知症サポーター養成講座の開催依頼は、4/8(木)市役所新人職員向け研修、5/13(木)認知症予防教室「オレンジサロン」の参加者に対する講座を開催予定。感染症予防の観点からは、多数のメイトの出務は行わず、状況によって研修内容を判断し、新型コロナウイルス感染拡大のリスクを軽減し開催予定。
- ・加古川市認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク事業を通じ、日頃からの見守り活動の必要性や、認知症の人や家族が安心して生活できる地域づくりを意識し、各関係機関や警察、町内会や民生委員と連携を図ることができるネットワークの構築へと展開する。見守りサービス等についても行政や ALSOK と連携して周知に努め、活用してもらえるよう体制づくりを行う。

【地域ケア会議】

- ・地域包括支援センターの広報紙を 300 部発刊し、医療系(病院、医院、歯科医院、調剤薬局)介護系(施設サービス、在宅サービス事業所)地域団体(地域の代表者、公民館等)教育機関、金融機関等に配布を行い、センターの活動内容や役割を知って頂くツールとして活用し、顔の見える関係性づくり・連携体制の強化に努める。また、ブログの周知から高齢者が ICT を活用する足掛かりになれるよう、包括の取り組みと合わせて積極的に広報する。
- ・地域の社会資源の把握を行うとともに、ささえあい協議会等と連携して地域課題から新たな社会資源の必要性について検討し、フォーマル・インフォーマルサポートをケアミックスさせたいうえで重層的なネットワークの構築が図れるように努める。また、社会福祉協議会との連携を密にしながら地域団体の集会や「ささえあい会議」に参加し、地域課題を吸い上げることから地域ネットワーク会議の開催につなげていくとともに、地域団体へ地域包括ケアシステムの構築に向けた動機づけや住民同士の互助を促していく。
- ・また、課題解決に至らないケースにおいては、積極的に地域ケア個別会議を開催し、多職種や地域の方を交えて検討することで課題の整理と分析を行い、支援体制の構築・強化を図る。更にそこから得られる課題を抽出していくとともに、地域包括ケア推進会議に参画し、新たな社会資源・施策の開発につなげていくよう努める。地域住民、多職種、行政などと連携・協働することで、誰もが安心して暮らすことのできる地域包括ケアシステムの構築を目指していく。
- ・自立支援マネジメント会議においては、目的や趣旨を啓発・周知し、事例提供者の選定や援助を行い、利用者の自立、立案者である介護支援専門員のスキルアップが図れるように努める。

【一般介護予防事業】

- ・住民主体で開催されている「いきいき百歳体操」の会場に随時参加し、代表者・参加者の意見や思いを聞き、今後も継続できるように支援する。また、地域の中で通いの場を求めている地域住民がいた際には情報提供を行い、住民一人ひとりが主体的に参加できるよう個人と地域との繋がりを強化していく。
- ・介護予防の基本的な知識を普及啓発するため、地域住民が主体となって実施する「いきいきふれあいサロン」等介護予防事業において講習会・説明会の開催を側面的に支援し、「地域住民の各種制度に対する理解と普及に努めるとともに、地域住民の理解と普及に努める。」年齢や心身の状況等によって分け隔てる事なく、住民主体の通いの場の充実が図れるよう地域の支え合い活動のなかで、市・社協とともに連携を図りながら、参加者や通いの場が継続的に拡大していくよう地域力の向上を図る。更にリハビリテーション専門職等の関与を促進し、自立支援に向けた地域における介護予防の取組を強化していく。

- ・多死社会到来の課題に対して、コロナ禍における突然のリビングウィルの選択、講習会等の機会を活用し、年齢や介護度に関わらず ACP について地域住民と考える機会を設けていく。
- ・通いの場の不在地域においては、個別の課題から地域の課題、高齢者支援のプロセスや解決の方法などを蓄積し、個人や地域に対して予防的な働きかけや、通いの場の立ち上げ支援を行って行くように努める。
- ・コロナ禍及びアフターコロナにおいて、地域においても ICT 活用の必要性が増してくると考えられる。地域における ICT 活用の現状を事前にアセスメントし、7月21日開催予定のサロン代表者交流会において、「地域サロンにおける ICT 活用について」とし、情報政策課の協力のもと、啓発をしていきたい。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止により開催自粛があった場合、電話や書面等でサロン代表者やいき百代表者と連携を図り、あらたな地域課題の抽出や見守りの目が漏れないよう情報共有を図っていく。自粛生活を余儀なくされた高齢者に対してフレイルの進行が懸念されるため、引き続き体操や脳トレのチラシを作成し、配布を行っていく。課題に応じてアプローチの仕方も再検討していく。
- ・通いの場を通じて、介護予防の視点のみならず地域の困りごとを抽出し課題解決に繋げていく。
- ・ワクチン等の問い合わせも多いため、不安を訴える地域住民に対して、集団免疫も含め正しい情報提供を随時行っていく。

【家族介護支援】

- ・現在介護している方や介護経験者、介護に興味のある方など幅広い方を対象に年に12回介護者のつどいを実施する(原則毎月第2金曜日)。介護相談や介護者同士の話し合いを行い、気持ちを整理し介護を前向きに捉えられるように支援する。また、参加者相互に心理的な支え合いができるような仕組み作りを行う。
- ・参加者が関心のあるトピックスを提供できるよう、講師を招くなどして介護に関する知識や技術を習得していただけるように努めるとともに、留意点などの啓発、リフレッシュ活動などを盛り込みながら介護者の負担軽減や気分転換に繋がるよう支援する。
- ・公民館やかこむなどにチラシを配布して広く啓発することで新たな参加者を募り、参加者の定着を図ることで活発な会が行われるよう努めていく。

- 4月9日(金) 介護相談・話し合い
- 5月14日(金) 成年後見支援センターについて
- 6月11日(金) 介護保険制度について
- 7月9日(金) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは?
- 8月13日(金) 介護相談・話し合い
- 9月10日(金) 補聴器についてのお役立ち情報♪
- 10月22日(金) リフレッシュバス旅行
- 11月12日(金) 認知症予防の体験型講座(園芸療法など)
- 12月10日(金) ACPについて～「もしバナ」を考えてみませんか?～
- 1月14日(金) 悪質商法にご用心!!
- 2月18日(金) 健康講話(包括看護師に依頼予定)
- 3月11日(金) 介護相談・話し合い

- ・定期的に参加して頂いている介護者について、開催自粛要請があった場合、開催を中止したうえで、電話や書面等で連絡をとり、あらたな個別課題の有無等を確認していく。

【予防給付】

- ・公正・中立な情報提供を行うとともに、介護保険の理念に基づき適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務ができるよう、フォーマルサービスだけでなく、インフォーマルサービスの情報提供を視野にいれ、介護予防・日常生活支援総合事業の運用を必要に応じて混乱なく対応し

ていけるように努める。

- ・独居世帯・高齢者世帯の増加、身内が不在または遠方などの世帯が増加傾向にあることから、相談時等を契機に ACP シートを活用し、本人の意向の聞き取り、家族や専門職等との共有ツールとし支援に努めていく。
- ・高齢者の人口増加や介護保険事業者数の増加、同一町内に中央市民病院を抱える地域特性から新規利用者の増大により病院からの急な退院調整や区分変更などの相談、委託ケースも増加している。今後も尚一層、三職種のインテークをしっかりと行うことや、三職間の情報共有を密にし、利用者にとって効率よく且つ柔軟に即応できるよう努める。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の導入に即して、介護認定更新時に介護認定申請を行わず、チェックリスト適用時には、三職種によるチェックリストの施行を円滑に実施する。
- ・65 歳を迎え障害福祉サービスから介護保険への移行ケースの増加に伴い、障がい者基幹相談支援センターや障害サービスの計画作成担当者とも連携を図り、サービス支給量・内容の違いを十分把握し、自立への意欲、生活の継続性が保持・増進できるように努める。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止により、利用者やその家族の意向を確認し、サービス担当者会議開催、モニタリング訪問、暫定利用時の同行訪問等の方法について柔軟に対応し、詳細を記録に残す等工夫していく。サービス担当者会議などは Web 会議に置き換えるなどの工夫も行っていく。
- ・通所介護等運営状況の変更が生じた際には、訪問サービスへの切り替えや他のサービスの代替えを速やかに行い、ADL・QOL の低下をきたさないように努めていく。
- ・入退院の調整が必要な利用者の場合、やむを得ない状態を除き自宅での面接や調整を行うこととし、本人の了解を得て病院と文章や電話連絡の調整を図るように努める。
- ・新型コロナウイルス感染症への不安から起きる心身機能の低下状態について、阻害因子のアセスメントを行い、予後予測を行った上でサービスにつなぎ、重度化防止に努める。
- ・本人・家族の意向を聞きとりし、地域の実情を踏まえ、災害対策や避難方法等の話し合いも徐々にすすめる、またケアプランに反映できるよう啓発に努める。
- ・4 月からの介護保険制度改正に伴い、利用者負担の変更、8 月から利用者負担の上限額の変更や施設利用時の食費や負担限度額の基準の一部変更などを丁寧に説明し、理解が得られるように努めていく。
- ・要支援者に対してのフレイル予防や症状悪化を防ぐ観点からリハビリ職との連携を意識し、PDCA サイクルのもと、効果的、効率的に ADL・IADL の向上が図れるよう努めていく。

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和3年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターのぐち	事業開始年月日	H21.4.1
所在地	加古川市野口町水足 107-1 電話:426-8218 (直通) FAX:426-8219 (直通)		
併設施設	特別養護老人ホーム万亀園		
センター長	■■■■■	指定介護予防支援事業所の管理者	■■■■■
常駐時間外の体制	電話転送先	426-8218 (万亀園)	対応者 併設施設職員

【職員体制】

	職名	氏名	資格取得日
包括的支援事業	保健師	■■■■■	■■■■■
	看護師	■■■■■	■■■■■
	社会福祉士	■■■■■	■■■■■
	主任介護支援専門員	■■■■■	■■■■■
	主任介護支援専門員	■■■■■	■■■■■
	(兼務)認知症初期集中支援チーム員	■■■■■	—
	(兼務)認知症地域支援推進員	■■■■■	—
指定介護予防支援事業	資格名	氏名	常勤換算
	介護支援専門員	■■■■■	1

【基本方針】

1. 地域の総合相談・支援の窓口として、利用者からだけでなく、地域からの相談についても円滑に受けられるよう、関係者間のネットワーク構築を図る。
2. 加古川市の地域包括ケアシステム構築に向けて、在宅医療・介護連携に関する各種会議への参画、生活支援整備の為の協議体への参画と生活支援コーディネーターとの協力、各地域ケア会議の運営や参加を行う。
3. 認知症になっても安心して地域で生活できるよう、認知症の方やその家族を支える取組をはじめ、地域住民や関係機関へ認知症に関する普及・啓発等を行う事により、認知症総合支援の推進を図る。
4. 高齢者やその家族等からの個別支援、地域活動支援等のすべてについて、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底したうえで対応する。

【年間事業計画】

【総合相談・権利擁護】

＜総合相談＞

- ・地域の総合相談・支援の窓口として、保健・福祉・介護等に関する相談を受け適切な助言・支援を行い、課題を解決する。緊急の対応の必要性を判断し、適切な情報提供を行い、専門機関やサービスへつなげる。緊急の対応が必要な場合は市及び関係機関と連携を図り、問題の解決に向け迅速に対応する。各種福祉サービス等を利用する場合で手続きが困難な人については、代行申請等により対応を行う。また、訪問、電話、来所相談のみでなく、公民館等での出張相談を計画。相談窓口の拡充を図る。
- ・三職種の部会間で協力し、社会福祉協議会をはじめ、多機関との連携を深める方法を具体的に検討する。

＜権利擁護＞

(成年後見制度の活用・促進)

- ・成年後見制度の普及や広報活動を行う。
- ・成年後見制度の利用が必要と判断されるが適当な親族がいない場合は、市に状況を報告し市長申し立てにつなげていく。
- ・後見等の申し立てについて、スムーズに支援が行えるように、ばあとなあ兵庫、市民後見ひょうご、リーガルサポート、たんぼぼ等と連携していく。
- ・成年後見が必要と考えられる事例について成年後見支援センターと連携をすることにより、成年後見制度の利用の円滑化を図る。

(高齢者虐待への対応)

- ・民生委員や近隣住民、サービス事業所等、地域のネットワークを積極的に活用し、高齢者虐待の早期発見に努める。
- ・地域住民等から通報を受けた場合は、関係者から情報収集と事実確認を行う。
- ・生命または身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる時は市と連携を図り、居所への立ち入り調査や質問を行う。
- ・認知症等で意思疎通が困難で、かつ本人を代理する家族がいない場合など、保護の必要性があり老人福祉法に基づく措置が必要であると判断した場合は、市と連携を図り老人福祉施設等への措置等、必要な支援を行う。
- ・通報・相談を受けた場合、早期に「緊急性の判断シート」を使用して高齢者・地域福祉課と確認をしながら、緊急性の判断、対応方針を検討する。各関係機関を招集して支援方針や役割分担を検討するケース会議が開催できるよう市と連携を図る。
- ・通報や相談が入った時の初動期の対応について、3職種でマニュアルを確認・徹底し、迅速かつ的確な対応が行えるようにする。
- ・民生委員の研修で高齢者虐待について話をする機会を頂き、高齢者虐待の早期発見、早期対応が

大切であること、予兆を察知すること、予兆を感じたら、まず相談をしてもらうこと、介護者支援の重要性について伝えていく。

- ・高齢者虐待の早期発見と未然防止の要である通所・訪問介護の事業所に対し、6 包括の社会福祉士が協同して、虐待出前講座を開催し、予兆の察知や家族支援の重要性、相談・通報の必要性等について伝えていく。

（困難事例への対応）

- ・高齢者問題や精神疾患、身体障害、経済問題など、複合的な問題を抱えるケースなど、困難事例への対応については、3 職種が情報を共有し、対応策の検討を行う。関係機関と連携を図り、問題解決に向け必要な支援を行う。
- ・地域の民生協力委員の方々や町内会の方々にも参加を募り、その他の関係機関や社会資源を召集した地域ケア会議を積極的に開催し、問題解決に向け支援の方法、方向性を検討する。

（消費者被害の防止）

- ・未然に防止をするため、加古川市消費生活センター等で最新の情報を収集し、サロン等で講座をする等、住民や関係機関に情報を提供する。地域のケアマネ研修等で最新情報の提供を行う。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

- ・医療、地域と介護支援専門員のネットワーク構築を目的として、研修の開催や、事業所・ケアマネ等に関連する機関・団体へ積極的な働き掛けを行う。
- ・介護支援専門員の相談窓口としての広報と、相談しやすい関係づくりを目的として、居宅介護支援事業所の巡回を行う。
- ・介護支援専門員からの相談を受け、地域ケア個別会議を開催する中で、ケアマネ支援を行うと同時に、地域課題抽出に繋がられるよう、関係機関と連携を図る。また、自立支援型地域ケア会議を通して、介護支援専門員の自立支援の意識向上とケアマネジメントのスキルアップを目指し、地域ケアシステムの構築を図る。
- ・介護支援専門員のスキルアップや顔の見える関係づくりを目的として、年8回(内6回は気づきの事例検討会、内2回は他テーマでの)研修会を開催する。昨年は、新型コロナウイルス感染予防の観点から6 包括合同研修会の開催は見送られたが、今年度は3 地域包括での合同研修会を参集型とWEB の同時開催で2 回開催予定。WEB 研修に主催側、受講側それぞれが慣れていき、ケアマネジャーとしてICT を活用し身近に感じ、次年度以降のWEB を活用した6 包括合同研修会開催を目指す。

【在宅医療・介護連携】

- ・ケアマネジャー支援の中で、医療機関とケアマネジャーやサービス事業所との連携がスムーズに行えるよう状況を把握、課題抽出し、各機関へ円滑な連携が出来るよう研修等を通して働きかける。
- ・在宅医療・介護連携に関する会議、研修会参加を通じ、関係者との顔の見える関係づくりに努める。
- ・医療・介護の円滑な連携の為に、在宅医療・介護連携支援センター「かこリンク」をはじめ、地域のケアマネジャーやサービス事業所と課題を共有する場が持てるよう連携をはかる。

【生活支援体制整備】

- ・生活支援コーディネーターや地域住民と協力し、地域課題の把握や住民同士の支え合いの仕組み作りの支援を行う。
- ・野口公民館エリアささえあい協議会に参画すると共に、関係団体との連携に努める。また、地域が自主的に住民同士で支え合うシステムの構築に繋がるよう支援する。

【認知症総合支援】

- ・認知症相談センターとして、本人、家族や関係機関からの相談に応じると共に、本人の望む生活が実現できるよう、地域等と連携、協力を行う。

- ・のぐちキャラバンメイト連絡会を開催し、今年度の方向性を話し合い、感染予防に留意しながら「認知症サポーター養成講座」を開催する。今後も、新型コロナウイルス感染症の収束は望めない事が予測される中で、実施先が中学校など教育機関が多いことや、メイトの勤務先も高齢者施設や薬局など多くの高齢者に関わる事から、ICTを活用した実施方法を検討する。
- ・認知症初期集中支援チームとして、医療受診ができていない、サービスに繋がらない等の初期の認知症高齢者等に対する支援を行う。また、医師や行政と連携しチーム員会議を行うなど、今後増大すると予測される認知症高齢者に対応するためのシステムを構築する。
- ・認知症の方が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、介護事業所、もしくは地域向けに「認知症研修」を年2回実施し、認知症施策の啓発、疾病の理解や対応力を高めていく働きかけを行う。
- ・加古川認知症連携協議会に参加し、事例検討を通じ認知症の方へ支援に関し意見交換を行う。
- ・認知症地域支援推進員会議に参加し、意見交換や今後の施策に関与する。
- ・認知症の家族の思いを知り、ニーズを知ることで、資源開発や市の施策に提言出来るよう家族会に参加し意見を集約する。また、適宜、介護相談を受け、情報提供を行い、家族介護が継続できるよう支援する。
- ・若年性認知症の方の集いの場として昨年度開催した映画会を今年度も計画。参加者に合わせて、内容を柔軟に見直していく。
- ・認知症カフェ(オレンジカフェ)を毎月1回開催し、認知症とその家族の交流を図ることを目的に居場所作りを行う。開催の際は、新型コロナウイルス感染症予防対策と参加高齢者の感染予防の観点をしっかりと踏まえ、感染予防対策を最優先し、当面は時間短縮や会食を控えた新しい形でのカフェを実施していく。感染予防対策に留意しながら、出来る限りカフェ開催継続を目指し、認知症の方にとって優しい地域作り・集いの場を目指す。ボランティアの人員も増えてきており、今後は企画等にも積極的に取り組んで頂き、主体性を深めていただく。

【地域ケア会議】

- ・困難事例について、地域住民、ケアマネジャーをはじめとする関係機関から利用者の支援に携わるメンバーを参集し、幅広くニーズをキャッチする。また、必要性を判断し、タイムリーに開催する。
- ・個別課題解決を第一目的として、そのプロセスにおいて、近隣住民と専門職のネットワークを育む。
- ・個別ケースの成功体験を積み重ねて次のケースに活かしていけるようにする。
- ・地域サロンへの参加や、町内会長や民生委員との交流を通じて、地域からの意見を吸いあげ、地域ネットワーク会議を呼びかけ、地域課題の集約・分析を行う。
- ・地域ケア会議検討部会、地域ケア推進会議への参加を通じて、個別課題を集約していくことで地域課題を抽出し、資源開発に結び付けていく。
- ・ケアマネ支援を行う中で、困難事例等を把握しケアマネジャーに対し地域ケア個別会議の開催、参加を呼び掛ける。
- ・今年度は、自立支援マネジメント会議において、会議体の見直しや「加古川市の考える自立とは」を明文化したことを踏まえ、地域のケアマネジャーへ向けて広く周知し、自立支援に資するアセスメント力の向上及びケアマネジメント力向上、利用者の自立支援を目指す。
- ・個別課題の整理や地域課題の抽出、実践力の向上を図ると共に、ケアマネジャーとしての働きかけや取り組みについて、助言がプランに上手く活かされたか、振り返りの会を開催し、事例を通してケアマネジャーの資質向上を図ると共に、地域課題を把握し利用者のニーズに適した多様な社会資源を活用できるよう支援する。
- ・会議体での三職種役割固定を踏まえ、自立支援マネジメント会議スキルアップ研修に参加し、実践力を高める。

【一般介護予防事業】

- ・疾病予防や介護予防の意義や知識の普及啓発をする為に、老人会や地域主催のサロン等の介護予防事業において地域住民との接点を確保し、顔の見える関係を築く。また、引き続き民生委員など関係者との信頼関係を構築する。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防に留意し、感染状況等を見ながら、地域サロンが長期に開催できない、代表者の方のモチベーションが低下している等の地域サロンやいきいき百歳体操などの地域活動を支援する。また、町内会単位で身近に高齢者の通いの場が出来るよう支援する。
- ・コロナ禍において、活動が減少もしくは引きこもりにより、フレイルや要介護状態に陥らないよう、機会を捉えてフレイル予防の啓発に努める。
- ・地域住民に「いきいき百歳体操」の説明を行い、実施できるよう行政とともに啓発する。
- ・認知症の疑いがある高齢者については家族等と連携して関係機関(専門医等)を紹介し、早期対応を図る。
- ・医療に関わる専門職の観点から、健康や介護予防に関する情報の収集、提供、情報交換を行う。
- ・昨年度広域型のサロンとして位置づけた「寄り合い茶話茶笑」については、今年度感染状況を見ながら再開を目指す。

【家族介護支援】

- ・地域で現在介護をしている、また介護をする予定のある方、興味のある方を対象に介護者のつどいを実施する。
 - ・年 12 回。新型コロナウイルス感染拡大防止の為、実施時間を短縮し 1 時間程度で実施していく。
 - ・介護相談、適切な介護知識・介護技術の習得についての講義、実習、介護者同士の意見交換、気分転換などの内容で実施する。
 - ・できるだけ、参加者同士の交流の場が持てるよう開催していく。
 - ・今年度は、介護者である参加者のそれぞれの悩みや思いをゆっくりとかがう時間をもうける。
- | | | |
|--------------|-------|----------------|
| 4 月 10 日(土) | 野口公民館 | フリートーク |
| 5 月 8 日(土) | 陵南公民館 | 参加者による作品づくり |
| 6 月 12 日(土) | 野口公民館 | 口腔ケアについて |
| 7 月 10 日(土) | 陵南公民館 | フリートーク |
| 8 月 21 日(土) | 野口公民館 | フリートーク |
| 9 月 11 日(土) | 陵南公民館 | フレイル予防 |
| 10 月 9 日(土) | 野口公民館 | ACP について |
| 11 月 13 日(土) | 陵南公民館 | フリートーク |
| 12 月 11 日(土) | 野口公民館 | フリートーク |
| 1 月 8 日(土) | 野口公民館 | フリートーク |
| 2 月 12 日(土) | 陵南公民館 | フリートーク・ペタンクゲーム |
| 3 月 12 日(土) | 野口公民館 | バス旅行(仮) |

- ・男性介護者の集いを年 6 回、奇数月の第 4 木曜日、13 時 30 分から 14 時 30 分で行う事で、男性介護者の方向士、「交流の場」、「情報交換の場」、「適切な介護知識・介護技術の習得についての講義の場」を提供する。これまで昼食を食べながら話をしてもらっていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、男性介護者のつどいでの昼食は中止とし、1 時間程度での実施とする。

5 月 27 日(木) 7 月 29 日(木) 9 月 30 日(木) 11 月 25 日(木)

1 月 27 日(木) 3 月 24 日(木)

【予防給付】

- ・介護保険の要支援認定者が、住み慣れた地域で暮らし続けるため、心身や生活機能の状況、生活環境などを考慮し、適切なケアマネジメントを実施する。指定居宅介護支援事業所への委託の際には、指定介護予防業務が特定の事業所に偏ることなく中立・公平性が確保されるよう配慮する。
- ・居宅介護支援事業所への引き継ぎの際には、センター内で情報共有し、要介護認定者引き継ぎ先の占有率の基準を超えないよう配慮する。

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和3年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターひらおか	事業開始年月日	平成21年4月1日
所在地	加古川市平岡町高畑20-1 電話:079-451-0405 (直通:代表) FAX: 079-451-0406 (直通:代表)		
併設施設	特別養護老人ホームグランはりま		
センター長		指定介護予防支援事業所の管理者	
常駐時間外の体制	電話転送先	080-8546-7184	対応者

【職員体制】

	職名	氏名	資格取得日
包括的支援事業	保健師 (兼務) 認知症初期集中支援 チーム員		
	保健師		
	社会福祉士		
	社会福祉士		
	社会福祉士		
	主任介護支援専門員 (兼務) 認知症 地域支援推進員		
	主任介護支援専門員		
指定介護予防支援事業	資格名	氏名	常勤換算
	介護支援専門員		1.0
	介護支援専門員		1.0
	介護支援専門員		0.6
	介護支援専門員		1.0
	介護支援専門員		1.0

【基本方針】

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送る為に、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。地域のネットワーク作りを推進し、地域包括ケアシステムの構築に努める。

【年間事業計画】

(総合相談・権利擁護)

I. 総合相談支援

① 地域の総合相談・支援の窓口としての機能

- ・地域の高齢者や家族などからの保健・福祉・介護等に関する相談対応。
- ・相談内容によって適切な支援へつなぎ、関係者のネットワークを構築。
- ・専門的・緊急の対応が必要と判断した場合には適切な専門機関やサービスに引継ぐ。緊急の対応が必要な時は市及び関係機関と連絡連携し迅速な対応を行う。
- ・各種福祉サービス利用時に手続きが困難な場合には代行申請を行う。
- ・個別の相談から地域別での特徴等を把握するため、分析するデータ収集を行う。

② 出張「介護・福祉何でも相談会」

- ・気軽に相談できる体制として、地域の拠点での出張相談窓口を開設する。
- ・場所: 東加古川公民館

日時: 4月23日、6月25日、8月27日、10月22日、12月24日、令和4年2月18日の金曜日
15:00～16:00

- ・場所: 平岡公民館

日時: 5月28日 11:00～13:00

7月9日、9月10日、11月12日、令和4年1月14日、3月11日の金曜日 15:00～16:00

③ 実態把握

- ・市や成年後見センター、町内会、老人クラブ、民生委員・児童委員等からの要請に基づき、支援が必要な高齢者宅を同行訪問等により、高齢者・家族等の状況を把握する。支援等が必要な高齢者について見守り台帳を整備し保管する。

II. 権利擁護

① 成年後見制度の活用促進

- ・成年後見人制度の普及や広報活動。
- ・成年後見制度の利用支援を行い、必要に応じて加古川市成年後見支援センターや市と連携して対応する。
- ・個別ケースで対応時、制度活用リーフレット等を活用して説明する。
- ・居宅介護支援事業所に向けて活用の普及・周知を行う。
- ・適当な親族がない場合には市や加古川市成年後見支援センターに状況報告し市長申立てにつなげる。

② 高齢者虐待への対応

- ・高齢者虐待防止法に基づき、高齢者及び擁護者に対して相談及び助言等を行う。
- ・地域におけるネットワークを積極的に活用し、早期発見・早期対応を目指す。困難事例・虐待等が疑われる場合は、行政等と連携して対応を検討し必要な措置をとる。
- ・高齢者虐待の疑い等で通報を受けた場合は、関係者からの情報収集と事実確認を行い、市へ報告する。
- ・要請があれば虐待防止出前講座を開催し、早期発見・早期対応を目指す。

③ 消費者被害予防対策

- ・消費者センター等の最新情報を収集し地域団体の活動の場で情報提供する。また、参加者への注意喚起や参加者が周囲へ情報発信できるよう働きかける。

II. 介護サービス事業所研修会

- ・在宅介護サービス事業所職員や地域住民等を対象に「認知症対応研修会」の出前講座を年2回以上実施する。

III. 関係機関との連携

- ・認知症疾患センター、医療機関、成年後見支援センターなど関係機関と連携し、認知症の人や家族が安心して生活できる地域作りに取り組む。
- ・認知症地域支援推進員部会に参加する。
- ・加古川認知症連携協議会定例会にも参加し、事例検討や医療と介護の連携など継続して協議していく。
- ・市と連携して東播認知症教室を実施する。

IV. 認知症サポーター養成講座

- ・認知症に関する正しい知識を広め、偏見や誤解を解消するため、広報・啓発を行う。
- ・地元の学校や企業に向けて認知症サポーター養成講座を開催及び協力していく。

V. 認知症高齢者の見守り

見守り・SOS ネットワーク事業

- ・行方不明になる可能性がある人や繰り返している人に対して見守りタグ、見守り・SOS ネットワーク事業説明や手続きの支援や管理を行う。

【地域ケア会議】

I. 地域支援ネットワークの構築

① 地域の関係機関から情報収集

- ・「いきいきひらおか」検討委員会を通して、連合町内会・民生委員・児童委員連合会・連合老人クラブから地域の情報収集に努め、社会資源等の整理を行う。そして当センターの取り組みを紹介すると同時に相談機関としての周知を行う。

② 町内会などへの働きかけ

- ・「頼りになります。地域包括支援センター」のリーフレットなどを活用して広報・周知を行う。また、実情に合わせて、集会所等がさらに活用できるよう介護予防の視点から集いの場の開設や「いきいき百歳体操」の体験版等の周知・開催に向けて働きかける。
- ・地域の会議へ参加し当センターの周知を図る。さらに、地域の課題や取り組みへの後方的支援を行う。
- ・平岡公民館エリアささえあい協議会に参画し、地域の実情に合わせて取り組む事を協議する。そのために、コミュニティモデルの考え方を活用しながら、社会福祉協議会と密に連携し、地域の実情に合わせたアプローチを行う。

③ 加古川市キャラバン・メイトひらおかグループ連絡会

- ・ひらおかグループに所属するキャラバン・メイトが組織的に活動できるよう年1回連絡会を開催する。

II. 地域ケア個別会議の開催

- ・地域で生活する高齢者の個別課題に対して他職種が連携し課題解決に向けて取り組む為の連携の仕方を検討し、利用者支援に繋げていく。
- ・地域ケア個別会議の開催に伴って生じた高齢者個人の課題に対して社会資源の整備や開発、関係機関とのネットワークを強化し社会基盤の整備や充実を図る。それぞれの地域の実情に応じて支援を行い、地域課題については地域ケア検討会議を通して推進会議へあげていく。

Ⅲ. 自立支援マネジメント会議

・介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント力等の資質向上の為に事例検討会を年6回(うち1回は振り返りの会)行う。利用者の強みを発揮し住み慣れた地域で自立した生活が送れるように社会資源の活用を目指す。主任介護支援専門員が事例選定から後方支援を行い、社会福祉士が司会を行う中で、保健師(看護師)、他の専門職と事例検討を行う事で、介護支援専門員が専門職の助言や情報提供により個別支援の捉え方を広げられ、個別課題の抽出の新たな見方を培っていく。

Ⅳ. 地域ケア推進会議

・地域ケア個別会議、地域ネットワーク会議、自立支援マネジメント会議を行う中、そして利用者支援業務を行う中で、地域の課題を明らかにし、課題集約シートを作成、解決に向けた政策提言へとつながる地域ケア推進会議に参画する。また、地域の中心の方が集まる「いきいきひらおか」で地域別の状況把握を行い、実際の地域の中の声から地域課題を抽出する。

【一般介護予防事業】

I. 地域介護予防活動支援

- ・いきいきふれあいサロンが継続し自立して運営できるように後方支援を行う。
- ・いきいきふれあいサロン参加者からの健康相談受付や健康に関する講話を行う。
- ・新規いきいきふれあいサロンに対する立ち上げ支援を行う。
- ・いきいきふれあいサロン代表者の育成を支援し、地域が主体的に活動できるように側面的支援を行う。
- ・「平岡町サロン代表者連絡会」を公民館にて、状況に合わせて秋頃の開催を検討とする。各サロンの感染予防対策、サロンの課題や取り組みなど、自由に話ができる時間を設け、情報交換を行うことで「今後のサロンのあり方について」自主的な運営を軸に側面的な支援となる話し合いを予定している。
- ・平岡町内の集いの場の把握を行い、住民主体での介護予防事業の実態把握およびその広報が必要に応じてできるようにする。

Ⅱ. いきいき百歳体操

- ・コロナ禍においても各団体の活動が継続できるよう出務して、ソーシャルディスタンスや消毒や検温、マスクの着用などの感染対策が講じられているかの確認や実施にあたって不安な点はないかなどモニタリングを行い、活動が継続できるよう支援する。
- ・つどいの場がない地域や百歳体操を実施していない地域を中心に新たに立ち上げできるよう、連合町内会、単位町内会、民生委員・児童委員、老人クラブ連合会と連携して普及啓発を行う。
- ・「いきいき百歳体操応援隊講座」が開催されれば参加し、介護予防やつどいの場に関心がある地域住民がボランティアとして活躍の場が持てるよう支援する。

Ⅲ. 一次予防対象者

① 『いきいきひらおか』

- ・平岡連合町内会、平岡民生委員・児童委員協議会、平岡連合老人クラブ、地域包括支援センターと共催で運営しており、参加型の介護予防事業として毎月、平岡会館で実施している。開催前には「いきいきひらおか検討委員会」で各団体と事業の振り返りや評価、打ち合わせや事業の方向性について検討している。感染予防対策と状況より開催の有無も検討する。参加者の希望に基づき、定期的な運動の取入れや外出企画等様々な内容を企画し、多くの住民に参加してもらい、介護予防の知識や技術について普及啓発していく。

② 熟年!? 男性のつどい・女性のつどい

- ・地域の各種団体に所属していない引きこもり傾向の人を対象に、「趣味」「活動」「学び」を通して、認知症予防・介護予防を行う。定例会を月1回開催しており、活動が定着出来るように支援していく。また、地域に引きこもり傾向の人がいないか情報収集し声をかけ参加を促していく。社会福祉

法人グランはりまとしての地域貢献を視野に入れての事業であり、参加者が主体的に取り組むように後方支援を行う。

【家族介護支援】

- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、緊急事態宣言など発令されないかぎり、認知症の人を介護している家族を対象に「地域で認知症の人を支えていくための集い」(通称:介護者のつどい)を毎月実施していく予定。より多くの対象者に参加してもらうため、平岡公民館、東加古川公民館の2会場、月毎に交互で実施予定。昨年度は外出企画などを実施することができなかったため、参加者のニーズと感染状況を見極めながら企画内容も検討していく。

【予防給付】

I. 介護予防ケアマネジメント

- ・利用者自身が地域と繋がり、社会資源を活用し、自己決定により活動性が広がるように支援していく。
- ・ケアプランにおいて、課題分析が的確であり、達成可能な自立支援に向けた目標設定が出来ているか指導・助言していく。
- ・ケアプランにはセルフケアやインフォーマルサービスを積極的に取り入れていくよう指導・助言していく。
- ・開設当初から引き続き定期的に、ランチタイムを利用して個別ケースを検討するソーシャルワークの勉強会を開催し、課題の分析や情報提供を行い、生活機能の維持・改善により生活の質の確保・向上ができるように、再アセスメント・評価を行いスキルアップを図る。

II. 介護予防・生活支援サービス事業における基本チェックリストの実施

- ・要介護(支援)認定更新時に希望のあった対象者に基本チェックリストを実施し、事業対象者・非該当者に対して事業説明を行い継続支援をする。

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和3年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターかがわ南	事業開始年月日	H21年4月1日
所在地	加古川市別府町新野辺北町5丁目98 電話:079-435-4468(直通) FAX:079-435-4469(直通)		
併設施設	浜の宮松竹園居宅介護支援センター		
センター長	■■■■■	指定介護予防支援事業所の管理者	■■■■■
常駐時間外の体制	電話転送先	携帯	対応者 ■■■■■

【職員体制】

	職名	氏名	資格取得日
包括的支援事業	看護師	■■■■■	■■■■■
	看護師	■■■■■	■■■■■
	社会福祉士	■■■■■	■■■■■
	社会福祉士	■■■■■	■■■■■
	主任介護支援専門員	■■■■■	■■■■■
	主任介護支援専門員	■■■■■	■■■■■
	(兼務)認知症初期集中支援チーム員	■■■■■	
	(兼務)認知症地域支援推進員	■■■■■	■■■■■
	資格名	氏名	常勤換算
指定介護予防支援事業	介護支援専門員	■■■■■	1
	看護師	■■■■■	0.5

【基本方針】

高齢者が、安心して、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、総合相談窓口として支援を行う。市町村や介護、医療、福祉などの関係機関と連携し、地域の高齢者の健康、生活、財産、権利などを守る役割を果たす。

【年金事業計画】

【総合相談・権利擁護】

- ・身近で相談しやすい窓口へ
地域の高齢者の総合相談・支援の窓口として、高齢者や家族からの相談を受けて、迅速に対応する。適切な助言、情報を提供し、関係機関につなぐ。
- ・高齢者の尊厳と権利を守る為、障がい者基幹相談支援センターや成年後見センターとの連携を深め、制度の普及や広報活動を行う。また、必要に応じて、社会資源に結び付け、地域におけるネットワークを積極的に活用し、高齢者虐待に対する早期発見、対応に努める。コア会議に参加し、本人や家族が安心して暮らせるように対応方法を検討する。
- ・専門職は家族支援の大きな役割を担っており、必要に応じて、介護サービス事業所に高齢者虐待防止出前講座を開催する。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

- ・市で行われるケアプラン点検に主任介護支援専門員として参加し、ケアマネジャーの資質向上を目的に「自立支援」に資する適切なケアプランの確認や助言をする。
- ・エリアのケアマネジャーや主任ケアマネジャー交流会を開催し、情報交換や課題、悩みを話し合うための機会を継続して提供する。
- ・前年に回答いただいたケアマネジャーアンケートの意見を踏まえて困難事例の後方支援や社会資源の情報提供などを積極的に行い、ケアマネジャーが主体的に活動できるように関わりを深める。

【在宅医療・介護連携】

- ・病院からの介護保険代行申請依頼への対応や退院後の担当ケアマネジャーや介護サービスの調整をし、在宅復帰が円滑に行えるように連携の強化に努める。また、精神疾患に罹患している高齢者や家族が増加傾向にある現状をふまえ、在宅医療・介護連携支援センター、かこリンク、障がい者基幹相談支援センター等の必要な機関との連携を深める。
- ・かこリンクに在宅診療の経験が豊富な医師の講師としての派遣の依頼をし、8月の介護者のつどいで人生会議（ACP：アドバンスケアプランニング）について、講義をしてもらう予定である。また、参加者で、医療、介護を受けるために大切にしていることや望んでいることについても話し合う予定である。

【生活支援体制整備】

- ・生活支援体制整備事業第2層協議体では、ささえあい協議会の事務局である加古川市社協を主体に市・包括・別府町住民・尾上町住民協働で活動する。
- ・別府町ささえあい協議会では、広域型サロンを年3回開催予定である。参加者のモチベーションが向上する内容をメンバーで検討し、イベントの支援を行う。
- ・近隣との関係性の希薄化により、活動量が低下し、認知症の方や心身が不安定な人も増加している。今後は、別府町における見守り活動について、具体的なものを共に作成していきたい。
- ・尾上町ささえあい協議会では、昨年末に第1回目の会議を開催し、今年度からの本格的な活動に向けて、動き出す予定である。町内の課題を把握しながら、高齢者が住みやすくなるように活動内容の提案や助言を行う。

【認知症総合支援】

- ・イトーヨーカ堂職員に、認知症サポーター養成講座を毎月開催し、認知症についての病気の理解や関わり方を学んでもらう。
- ・昨年度、コロナ禍にて中止となった浜の宮小学校の学生向けに認知症サポーター養成講座を開催予定である。
- ・認知症地域支援推進員として、地域住民や学校、事業所に向けて、認知症の理解や接し方の普及啓発活動を行い、若年性認知症の情報交換会の内容について、市や認知症家族の会と連携して検討する。
- ・認知症の人や家族、介護者の精神的な充実を図るために、関係者との繋がりも深め、活動する。また、加古川認知症連携協議会に出席し意見交換を行い、市や医師会と連携をして8月、2月に東播認知症教室の実施を予定している。
- ・介護予防普及啓発について、今年度は、サロン26か所中、2か所が自粛決定となる。その他は開催予定だが、今後のコロナウイルスの状況により、自粛の可能性もある。開催時は、感染対策を強化し、サロンが円滑に開催できるように支援していきたい。
- ・いきいき百歳体操にも積極的に参加し、代表者や参加者との交流を図る。その中で意見を聞き取り、今後も感染対策を取りながら、継続していけるように支援していきたい。

【地域ケア会議】

- ・高齢者の能力の維持向上を図る為、自立支援を目的とした自立支援マネジメント会議に年5回、その振り返りの会に年1回参加する。事例提供者と事前に話し合いを重ね、事後のフォローも丁寧に行う。
- ・地域住民やケアマネジャー等が支援に行き詰まりを感じる複雑で困難なケースの増加に伴い、解決の糸口を導き出す地域ケア個別会議を随時開催する。

【一般介護予防事業】

- ・介護予防の基本的な知識の普及啓発のため、看護師が継続してサロンに出務する。地域住民が主体となって実施出来るように側面から支え、地域の高齢者と交流を図り、孤立を防ぐ。各サロンの強み・課題等を抽出検討し、課題解決に向けてサロン代表者への研修会を開催予定である。また、サロンで健康教育を行うことにより、正しい知識を普及し、介護予防に貢献する。
- ・昨年に引き続きサロン・いきいき百歳体操等が立ち上がっていない町内会を地区診断し、住民主体の介護予防事業が開催できるように理解・普及に努める。
- ・住民主体で開催されている「いきいき百歳体操」の会場に随時参加し、代表者・参加者の意見や思いを聞き、今後も継続できるように支援をする。また、地域の中での通いの場を求めている住民がいた際には情報提供を行い、住民一人ひとりが主体的に参加できる様に個人とのつながりを強化する。個別課題から地域課題を抽出し、高齢者支援のプロセスや解決方法を検討して、個人や地域に対して予防的な働きかけに努める。

【家族介護支援】

- ・現在介護をしている方や介護経験者が、悩み事を共有し、適切な介護知識・技術の習得ができるように介護者のつどいを開催する。また、新しい参加者が増えるように広報活動も積極的に行う。
- ・リフレッシュバス旅行に関しては、気分転換を図ることができるように、内容を検討する。

日時	内容	場所
令和3年 4月23日	健康のお話(ヤクルト)	別府公民館

5月28日	最新フランスペット体験	尾上公民館
6月25日	バス旅行	神戸動物王国
7月30日	消費者被害について	別府公民館
8月27日	人生会議 中田医院 中田先生をお招きして	尾上公民館
9月24日	コーラス(ポジポジ)	別府公民館
10月15日	介護のおはなし	尾上公民館
11月26日	お薬のおはなし	別府公民館
令和4年 2月25日	耳のおはなし	別府公民館

【予防給付】

- ・高齢者の増加やニーズの多様化に伴い、ケアマネジャーだけでは支援が困難なケースも増加している。ケアマネジャーと情報を共有し、連携を深めながら支援の継続に努める。
- ・基本チェックリストのみの申請を希望し、事業対象者になる場合、三職種や担当ケアマネジャーが分かりやすく概要を説明する。今後も事業対象者としての申請が適切な方には随時、申請をすすめる。

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和3年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターかがわ北	事業開始年月日	平成21年4月1日
所在地	カコガワシカンノチョウカンノ 加古川市神野町神野 186-10 電話：079-430-5560 (直通：代表) FAX：079-430-5561 (直通：代表)		
併設施設	順心会居宅介護支援センター加古川 順心かんの寿 順心会訪問看護ステーション加古川		
センター長	■■■■■	指定介護予防支援事業所の管理者	■■■■■
常駐時間外の体制	電話転送先	080-6220-1571	対応者 ■■■■■

【職員体制】

	職名	氏名	資格取得日
包括的支援事業	保健師または看護師	■■■■■	■■■■■
	社会福祉士	■■■■■	■■■■■
	社会福祉士	■■■■■	■■■■■
	主任介護支援専門員	■■■■■	■■■■■
	主任介護支援専門員	■■■■■	■■■■■
	(兼務)認知症初期集中支援チーム員	■■■■■	—
指定介護予防支援事業	(兼務)認知症地域支援推進員	■■■■■	—
	資格名	氏名	常勤換算
	介護支援専門員	■■■■■	1.0
	介護支援専門員	■■■■■	1.0
	介護支援専門員	■■■■■	1.0
	社会福祉士	■■■■■	1.0
	介護支援専門員	■■■■■	0.5
	事務員	■■■■■	0.5

【基本方針】

1. 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者等が要介護状態となることを予防し、自立した生活を送ることができるよう、その心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の希望等を勘案し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを総合的に支援し、生活の質の向上に資するサービス提供が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

2. 総合相談・支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげる等の支援を行う。

3. 権利擁護事業

権利侵害を受けている、または、受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活ができるよう、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、主治医、介護支援専門員との多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため後方支援を行う。

【年間事業計画】

【総合相談・権利擁護】

総合相談

1. 地域の総合相談・支援の窓口として、地域の高齢者やその家族等からの保健・福祉・介護等に関する相談を受け、適切な助言、支援を行い、相談者の抱える課題を解決する。
2. 相談内容から、専門的または緊急の対応が必要か否かを判断し、必要な情報を提供し、適切な専門機関やサービスへつなげる。緊急の対応が必要な場合は、市及び関係機関と連携を図り、問題の解決に向け迅速な対応を行う。
3. 各種福祉サービスの利用にあたり、心身等の理由により手続きが困難な場合においては、必要に応じて代行申請などにより対応を行う。

権利擁護

1. 権利侵害を受けている高齢者に成年後見制度の活用と促進のため、普及や広報活動を継続して行う。成年後見制度の利用が必要と判断されるが適切な親族がない場合は、市に状況を報告し市長申立ての相談につなげていく。加古川市成年後見支援センターと連携し、認知症等で判断能力が十分でない者が成年後見制度を円滑に利用できるように支援する。具体的な普及啓発として地域のサロンでの講話や介護支援専門員に周知を図る。成年後見制度ほか遺言等、職員も研修・事例検討会に参加し知識の向上に努める。
高齢者虐待への対応について、早期発見に努め、通報を受けた場合は関係者から情報収集と訪問にて事実確認を行う。生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあるにも関わらず事実確認ができないときは、速やかに市と連携を図り居所への立ち入り調査・質問を行う。
2. 早期発見・早期対応の啓発活動として今年度も6包括の社会福祉士部会において市内の関連事業所職員を対象に虐待防止出前講座の実施を継続する。高齢者虐待支援者会議や研修会参加を通じて、虐待対応のスキルアップを図る。
3. 老人保健施設等への措置について、やむを得ない事由により保護の必要があり、老人福祉法に基づく措置が必要であると判断した場合は、市と連携を図り必要な支援を行う。

4. 困難事例への対応について、センター職員で連携し対応策の検討を行い関係機関と連携を図り適切な支援を行う。また、必要に応じて地域ケア会議の開催を調整していく。
5. 消費者被害の防止について、未然に防止するため、消費生活センター等で最近の情報を収集し、サロン等を活用して住民や関係機関に情報を提供する。必要に応じて消費者センターの専門相談員と住民が直接情報交換できる場を設ける。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

1. 介護支援専門員の研修を実施する。
 - ① 3包括合同の研修を年2回WEBで実施する。7月、2月に実施予定。
 - ② かがわ北地区の介護支援専門員対象に研修会を開催する。
「虐待に関すること」、「災害対応研修」、「対人援助職のスキルアップ」、「生活保護制度」をテーマにした研修を実施する。
 - ③ 事例検討会を実施
 1. 地域の介護支援専門員と連携し、主任介護支援専門員には事例検討会開催に向け企画・準備に参画してもらう。多問題を抱える事例や家族支援をテーマに事例検討会を実施する。
 2. 地域の介護支援専門員のネットワークの構築
介護支援専門員相互間の情報交換等を行う場を設定する。
 3. 介護支援専門員への後方支援
 - ① 地域の介護支援専門員から、ケアマネジメントや支援困難事例への対応等の相談を受け、支援方針の検討や関係機関や社会資源の紹介、連携を図り、高齢者への支援が継続できるようサポートする。
 - ② 医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築、社会資源の紹介等により、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援する。

【在宅医療・介護連携】

在宅療養を支える関係機関と連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できるよう努める。

1. 入退院時の支援として、適宜情報提供、医療機関や地域連携室等との連絡調整を行う。迅速対応が必要な場合は、状況に応じた対応を行う。
2. 市や関係団体が実施する会議や研修等に参加する。

【生活支援体制整備】

市や社会福祉協議会、生活支援コーディネーターと協力し、協議体に参画するとともに関係団体と連携を図る。

1. 両荘地区ささえあい協議会(継続)
2. 山手地区ささえあい協議会準備会(令和3年度から設置)

【家族介護支援】

介護者のつどいを以下のように設定する。

1. 認知症や介護に関する講義・実習を実施し、適切な介護知識・技術を普及する。
2. 体験談をもとにした情報交換や介護者同士の交流を目的とした茶話会を開催し介護者の精神的な負担を軽減する。会の内容や介護の状況に応じて参加者を募り、参加者の要望に応じたつどいを随時開催する。

【予防給付】

要支援の認定を受けた方、事業対象者の心身の状態の悪化を予防し、生活機能の維持向上のため介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを行う。

一部は指定居宅介護支援事業者に介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を委託し、その

業務の中立・公平性が担保され、円滑に法令を遵守して遂行できているか、また、自立支援型マネジメントができているかをプランの評価の実施時に関与する。

自事業所でも同様のケアプランチェックをしていく。また、更新時、チェックリストからつながる事業対象者の介護予防ケアマネジメントを適切に対応していく。

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和3年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターかがわ西	事業開始年月日	H21年4月1日
所在地	加古川市志方町細工所 1086 番地 電話:079-452-2097 (直通)代表 FAX:079-452-5400 (直通)代表		
併設施設	養護老人ホーム鶴林園、特別養護老人ホーム鶴林園		
センター長	■■■■	指定介護予防支援事業所の管理者	■■■■
常駐時間外の体制	電話転送先	鶴林園 079-452-0524	対応者 施設職員

【職員体制】

	職名	氏名	資格取得日
包括的支援事業	保健師または看護師	■■■■	■■■■
	〃	■■■■	■■■■
	社会福祉士	■■■■	■■■■
	〃	■■■■	■■■■
	主任介護支援専門員	■■■■	■■■■
	〃	■■■■	■■■■
	(兼務)認知症初期集中支援チーム員	■■■■	—
(兼務)認知症地域支援推進員	■■■■	—	
指定介護予防支援事業	資格名	氏名	常勤換算
	介護支援専門員	■■■■	1.0
	〃	■■■■	1.0
	〃	■■■■	1.0
	〃	■■■■	0.5
	〃	■■■■	0.4
〃	■■■■	0.3	

【基本方針】

1. センターの事業や活動の目的を再認識し、地域貢献事業に邁進する。
2. 職員の情熱とやる気を向上させ使命感を抱いて仕事ができるようにする。
3. 職員の資質向上
4. ビジネスマナーの実践

【年間事業計画】

【総合相談・権利擁護】

1. 総合相談

三職種間での情報共有や緊急度や困難性に応じてレベル分けし、主・副担当を決めて対応する。また、関係機関との連携を密にしなが、対応力を高めていく。

地域の社会資源(フォーマル・インフォーマル)の実態把握を進めると共に資料の電子化等により情報検索や情報へのアクセスを容易にできるようにする。

出張介護・福祉なんでも相談会を志方公民館、加古川西公民館で毎月1回実施する。民生委員や町内会、サロン、百歳体操などの活動団体等に幅広く相談会を広報し、相談者を増やしていく。

2. 権利擁護

地域のサロンや町内会等を対象に「消費者被害防止に関する出前講座」を実施する他、センターの広報誌「西からの風」により、詐欺や悪質商法について地域住民に啓発、注意喚起を行う。

虐待対応については、加古川市や警察、健康福祉事務所など各関係機関と連携しながら対応していく。また、地域住民やサービス事業所を対象として「高齢者虐待の防止」についての出前講座を実施し、早期発見、通報、問題解決につながるように啓発をしていく。

成年後見制度の利用支援については、市や成年後見支援センターと連携し、制度を必要としている方への周知並びに申請や利用に至るまでの援助過程を重視した支援者支援を行っていく。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

担当地域の介護支援専門員と日頃から気軽に相談できる顔の見える関係を築くため、居宅介護支援事業所を毎月定期巡回訪問し、介護保険制度等の情報発信や困難事例などの聞き取りが出来るようにする。また、オンラインによる相談や事例検討についても随時行えるようにインターネット環境を整備する。

介護支援専門員が抱える困難事例については、介護支援専門員の力量や課題に応じて三職種が同行訪問や担当者会議への参加などの支援を行う。

加古川市が実施するケアプラン点検に同席し、自立支援に資するケアプランの作成技術や支援者支援についての学びを深め、支援者支援に活かす。

介護支援専門員研修を市内包括合同及び担当エリア内で開催する。

(1) 市内6包括合同オンライン研修会

開催月	研修内容	場所
7月	未定	WEB研修
2月	未定	WEB研修

(2) かがわ西エリア内オンライン研修会

開催月	研修内容	場所
5月	コロナ禍における特殊詐欺の現状	WEB研修
9月	コロナ禍による複合災害時の対応	WEB研修
11月	ACP「人生会議」の理解と実践	WEB研修

【在宅医療・介護連携】

地域の医療機関と連携し、退院後の支援や介護サービス等の必要な支援が迅速に行えるよう

にしていく。また、医療と介護の連携についての現状と課題について、在宅医療・介護連携支援センターと情報共有や連携を行い、課題解決に向けて協働する。

地域住民（町内会やサロン等）に対してACPの理解、普及のための出前講座を開催する。

【生活支援体制整備】

生活支援コーディネーターに協力し、志方町ささえあい協議会及び神吉地区ささえあい協議会の活動を支援する。地域課題やコロナ禍における見守り活動の実態を参加者で共有し、解決に向けて住民主体で取り組むことが出来るように働きかけていきたい。また、相談業務や地域ケア会議などから見えてきた地域課題についても問題提起していきたい。

【認知症総合支援】

認知症相談センターとしての機能と役割を再確認し、「認知症地域支援推進員」や「認知症初期集中支援チーム員」を中心に認知症相談対応や認知症理解についての啓発に努める。

認知症地域支援推進員は、在宅介護サービス事業所や地域住民向けの認知症に関する勉強会を実施する中で顔の見える関係づくりを行い、個別ケースの支援につなげる。また、加古川認知症連携協議会を通じて認知症対応の現状や課題を提起する。

「東播認知症教室」の講師を調整し、認知症の初期相談支援対応中の家族や地域の活動団体、居宅介護支援事業所等に幅広く参加者を募る。教室後には、多職種による相談会を実施し、個別具体的な相談について対応する。（年2回開催）

認知症の具体的な対応方法について学ぶ機会の少ない在宅介護サービス事業所の職員を対象とした認知症研修を2か所以上実施する。コロナ禍でも安心して開催できるようにオンラインを活用した研修を企画・提案する。

見守りSOSネットワーク登録については、見守りタグ助成申請時に登録を打診し、登録を通じて地域でどのように見守りをしていくのかを前向きに検討する機会を持ち、町内会組織や民生委員、近隣住民等に対して認知症の理解を促進させる働きかけ（認知症サポーター養成講座など）を行う。また、介護職員や介護支援専門員などからも状況を聞き取り、必要な支援を行うと同時に地域のネットワークや見守り等の実態についても把握する。

認知症サポーター養成講座については、キャラバンメイトかがわ西グループで連絡会を開催し、令和3年度の活動内容について話し合い、計画を立案する。

地域住民や多職種からなる「WESTねっと」やあさがお会による「あさがおカフェ」（認知症カフェ）への継続的支援を行い、地域の支援者やボランティアのネットワークを拡げると共に支援が必要な高齢者の早期発見につなげる。

【地域ケア会議】

支援困難事例については、積極的に個別課題解決型の地域ケア会議を開催し、町内会組織や民生委員、地域活動団体等と情報共有や支援の役割分担、方向性の確認を行っていく。

個別課題解決型の地域ケア会議を複数回開催した地域を対象に「地域支援ネットワーク会議」の開催呼びかけを行っていく。地域ケア会議の内容を志方町及び神吉地区のささえあい協議会に地域課題として取り上げ、広域ネットワーク等による支援につなげていきたい。

自立支援マネジメント会議においては、事例提出者（ケアマネジャー）の気づきや自立支援の視点づくりの目的が達成されるように事前打合せを丁寧に行う等、後方支援に注力する。

【一般介護予防事業】

コロナ禍における新しい生活様式に応じたサロン運営支援を行う。また、いきいき百歳体操など高齢者サロン以外の地域の集いの場に訪問し、地域包括支援センターの役割や介護予防の基本的な知識についてセンターの広報誌「西からの風」やリーフレットなどを使用して普及啓発する。

担当地域における高齢者サロン・いきいき百歳体操を含む、介護予防活動の実施状況を把握し、見える化（マップ作成等）する。

高齢者サロンの代表者へアンケートを実施し、サロン運営においての問題点などを把握する。

【家族介護支援】

現在介護されている方、介護をする予定のある方を対象に介護者のつどいを開催する。

コロナ禍においては、茶話会は行わずに講義形式で1時間から1時間半程度に短縮して実施する。将来的なオンラインでの介護者のつどい開催の可能性を探るため、参加者にWeb環境についての聞き取りを行う。

(1) 介護者のための「知っ得情報館」

開催日	内 容	場 所
6/10(木)	介護者の集い(講座形式)	加古川西公民館
9/ 8(水)	介護者の集い(講座形式)	志方公民館
10/13(水)	介護者の集い(講義形式)	加古川西公民館
3/10(木)	介護者の集い(講義形式)	加古川西公民館

(2) 男気カフェ(男性介護者の集い)

開催日	内 容	場 所
7/14(水)	意見交換(飲食提供無)	志方公民館
12/ 9(木)	意見交換(飲食提供無)	加古川西公民館

【予防給付】

自立支援型の適切なケアマネジメントが実施できるように自立支援ケアマネジメント会議の開催やケアプラン作成技術指導を行う。また、市とも連携しながら複雑化する介護保険制度の周知や法令遵守がされるようにケアプランを確認する。

インフォーマルサービスを積極的に活用することができるように介護支援専門員を通じて地域の社会資源の情報提供を行う。

公正・中立性に配慮しながら、居宅介護支援事業所への委託を推進する。